

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

1 社会福祉法人等利用者負担軽減制度とは

社会福祉法人が運営する施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

※ 軽減は、都道府県知事と市にあらかじめ軽減を行うことを申し出している社会福祉法人等が行います。

2 軽減となるかたは次に該当するかたです

軽減の対象となるかた	
市町村民税非課税世帯に属する要介護被保険者及び要支援被保険者であって、右記ア、イ、ウ、エのいずれかに該当するかた	ア 老齢福祉年金受給者で、イに該当するかた
	イ 次の項目すべてに該当するかた ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 ② 預貯金等（有価証券、債権等）の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。
	ウ 生活保護受給者
	エ 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けているかた

※ 旧措置入所者（介護保険法施行前に措置により入所していたかた）で負担軽減を受けているかた（ユニット型個室の居住費に係る利用者負担をしているかたを除く。）は対象になりません。

3 対象サービス及び軽減割合

対象サービス	軽減割合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護 ・ 介護予防訪問介護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 通所介護 ・ 介護予防通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 介護予防認知症対応型通所介護 ・ 短期入所生活介護 ・ 介護予防短期入所生活介護 ・ 介護福祉施設サービス ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<p style="text-align: center;">1 / 4（老齢福祉年金受給者は1 / 2）</p> <p>※上記 ウ、エのかたについては、個室の居住費のみが軽減対象となり、利用者負担全額が軽減されます。</p>

4 軽減の適用を受けるには、申請が必要です。

軽減制度を受けるためには、申請が必要です。申請後、軽減が決定したかたには「社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証」が交付されます。

※サービスを受ける際は、必ず事業者の確認証を提示してください。

5 申請には次の書類が必要です

- ・ 社会福祉法人等利用者負担額軽減対象確認申請書
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（既に交付されたことがあるかた）
- ・ 収入申告書
- ・ 世帯全員の収入や資産、扶養状況が確認できる書類

例）健康保険証、年金振込通知書または年金改定通知書、源泉徴収票、給与証明書
または給与支払証明書、確定申告書の写し、固定資産税納税通知書、株券、証券
券の写し、預貯金通帳など